

## 新庁舎整備事業の検討状況について

令和6年5月開設予定の新庁舎の1階スペースについては、「新しい区役所整備基本計画」(平成28年12月策定)において、区民が主体的にまちづくりに参加し、協働していくための拠点として整備するほか、飲食スペース等を設置するとともに、庁舎西側の広場と一体的な活用をはかることで、四季の都市(まち)地区の賑わいの拠点の一つとなるよう整備し、休日にも利用していただけるようにすることとしている。

このたび、同計画に基づき整備する新庁舎1階の各機能について、現在の検討状況を報告する。

### 1 新庁舎1階スペースに整備する各機能について(別紙図面のとおり)

新庁舎の1階は、情報発信機能や飲食機能、地域活動推進機能、イベント機能等を整備し、各機能の連携によりにぎわいを創出し、地域コミュニティの中心となる場所とする。また、魅力ある情報発信や様々なイベントの開催を行うことで、手続きや相談のため区役所に訪れる方をはじめ、四季の森公園利用者や、中野区を訪れた方等が気軽に立ち寄れるスペースとして整備する。

#### (1) 情報発信機能

区政資料や地域団体の資料コーナー、パネル展コーナー、観光情報コーナー、相談コーナー等をエントランスホールに設置することで、多様な情報を集約した総合情報コーナーとして整備する。区民の地域活動や行政情報の展示スペース、中野の文化・芸術など、区の魅力を発信するギャラリーを設置することで、庁舎を訪れた区民が多様な情報に触れられる場として検討を進めていく。

#### (2) 飲食機能

来庁者や職員、四季の森公園の利用者をはじめ、庁舎周辺に在勤・在学の方々にもご利用いただける、食堂・カフェを整備する。事業者の選定にあたっては、平日のランチ営業のほか、カフェ営業や酒類を提供する夜間営業、休日営業等の幅広い営業時間帯の対応可能性や、健康に配慮したメニューの提供、テイクアウトへの対応、隣接するイベントスペースへのケータリング等、特色あるサービスの実現可能性を調査し、公募条件を整理していく。

#### (3) 地域活動推進機能

多目的スペースは、公益活動推進のための地域団体の活動情報の発信、団体間の情報交換、交流ができるスペースとして活用するとともに、新たに地域で公益的な活動を行う区民や団体、企業などの立ち上げや、相談、運営の支援ができる場として検討を進めていく。

#### (4) イベント機能

大型モニターが設置されたイベントスペースを整備し、区主催の事業で使用するほか、法人等の団体に休日も含め有料で貸出しを行うとともに、貸出し等の占用使用がない時間帯は、来

庁者など誰もが自由に利用できる休憩スペースとして活用していくことを考えている。なお、施設使用料、貸出対象者、使用手続き及び使用方法等のルールづくりや、庁舎西側の広場も含めた使用方法については、今後検討を進めていく。

(5) 区民利用会議室

区民利用会議室を整備し、投票所や臨時窓口等の行政目的での使用を除き、事前登録のあった団体に休日も含め有料で貸出しを行い活用していくことを考えている。なお、施設使用料、貸出対象者、使用手続き及び使用方法等については、今後検討を進めていく。

(6) その他

新庁舎の屋外に設置する来庁者用駐輪場については、区役所利用者以外の長時間駐輪を抑制し、限られた駐輪スペースを効率的に活用できるよう、一定時間以上の駐輪については有料とする。なお、料金については、近隣の駐輪場等の状況を参考に今後検討を行う。

(1)情報発信機能

区政資料、地域団体資料コーナー、パネル展コーナー、観光情報コーナー、相談コーナーを設置し総合情報コーナーとして整備する。

(2)飲食機能

来庁者や職員、四季の森公園の利用者等、多くの方が利用できる食堂・カフェを整備する。

(3)地域活動推進機能

多目的スペースを地域団体の活動情報発信、団体間の交流などができるスペースとして活用する。

(4)イベント機能

大型モニターを設置し、区主催の事業で使用するほか、団体貸出し等を行う。

(5)区民利用会議室

登録団体への貸し出しを行う。

